

災害時における食料物資の供給に関する
協定書

幕別町

株式会社 大望

災害時における食料物資の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社 大望（以下「乙」という。）は、幕別町内に地震、風水雪害、その他の異常な自然現象若しくは大規模な火災その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る目的で、物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有する物資の供給等について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、物資発注書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する物資の供給や被災箇所の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、物資の供給に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、野菜フレークとする。

（物資の数量）

第6条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（物資の運搬及び引渡し）

第7条 物資の引渡場所及び引渡場所までの物資の運搬は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
3 乙は、引渡し終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担及び価格の決定）

第8条 乙が供給した物資に対する対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 物資の代金は、災害発生時直前における店頭販売価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し、何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月4日

甲 北海道中川郡幕別町本130番地1
幕別町

幕別町長 

乙 北海道中川郡幕別町札内西町52番地4
株式会社 大望

代表取締役社長 

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

株式会社 大望
代表取締役社長

様

幕別町長

物資発注書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり要請します。

電話等連絡日時	年　月　日　時　分		
要請する物資の種類等	品　目	数　量	
	・野菜フレーク (g) ()	袋	
搬入先	所在地		
	名　称		
	電話		
	現地担当者名		
搬入希望日時	年　月　日　時　分		
連絡担当者	所　属		
	氏　名		
	電　話		
備　考			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

幕別町長

樣

株式会社 大望
代表取締役社長

物資供給完了報告書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第7条に基づき、次のとおり供給したことを報告します。